

記入例

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式

附則第一

四関係

提出日 令和 年 月 日 宇城市長 殿		整理番号	
住所	〒	フリガナ	
		氏名	
電話番号		個人番号	
		生年月日	明・大・昭 平・令

太枠内の項目を全て記入してください

*住所は住民票記載の住所と一致する必要があります

個人番号（マイナンバー）を記入してください

寄附金を収めた年月日と金額を記入してください

*同じ自治体に複数回寄附をした場合、寄附ごとに申請書を提出する必要があります

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②にそれぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告をされない方はチェックを記入してください

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金の受取義務がない者又は同一の寄附先に対して同一の寄附金を複数回寄附した者
- (2) 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

その年のふるさと納税を行った自治体が「5自治体以内」である場合に限り
チェックを記入してください（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数です）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者です。

確認書類は両方とも必要です

下記書類が確認できるように、コピーのうえカットして、貼り付けてください。

<p>① 個人番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(裏面)※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ ・マイナンバー通知カード ※通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 ・個人番号が記載された住民票 <p>上記いずれかのコピー</p>	<p>② 本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、別紙「ワンストップ特例申請書の提出について」(裏面)をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。</p>
--	---

※寄附をした年の翌年1月10日必着となります。

ワンストップ特例の申請が可能です

カンタン! 確認書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ



公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳



はい

いいえ

パターン A 1. マイナンバーカード (コピー) (両面)

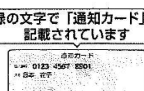

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード (コピー) (裏面)	マイナンバーカード (コピー) (表面)
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>「個人番号カード」と記載されています</p> <p>顔写真が付いています</p>

パターン B 1. マイナンバー通知カード (コピー) もしくは住民票 (マイナンバー記載あり) (写し)
2. 免許証 (コピー) もしくはパスポート (コピー) 等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード (コピー) もしくは住民票 (マイナンバー記載あり) (写し)	免許証 (コピー) もしくはパスポート (コピー) 等
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p>

※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

パターン C 1. マイナンバー通知カード (コピー) もしくは住民票 (マイナンバー記載あり) (写し)
2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類 2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード (コピー) もしくは住民票 (マイナンバー記載あり) (写し)	健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類 2点以上のコピー
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>2点以上 必要になります</p>

※「2」に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。